

# 大和高田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成 29 年 7 月 20 日

大和高田市農業委員会

## 第 1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が平成 28 年 4 月 1 日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

大和高田市においては、ほとんど平坦な地域で、その立地条件を生かして、水稻を主体とする農業経営が行われているが、地域として産地化をすすめ露地栽培による集約経営を展開する担い手に農地等の利用集積が進んでいる一方、近年は兼業農家の高齢化が進み、依然として農地等の資産的保有意識が強いため、集約化が進まない状況で、遊休農地等の発生が増加が懸念されている。その発生防止・解消に努めていくには、担い手の育成、掘り起こしが急務ではあるが、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、大和高田市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後 10 年間で、担い手の農地利用が全面積の 8 割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成 35 年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成 28 年度 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第 2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標 1 ha

大和高田市の現在の農地の状況（平成 29 年 4 月 1 日現在）

管内の農地面積 452.2ha 遊休農地面積 1.1ha 遊休農地率 0.24%

〔目標設定の考え方〕

現在本市の遊休農地率は少ないが、遊休農地までには至っていない管理のみの休耕農地の数が増加傾向にあり、今後その農地が遊休農地化しないよう担い手への集積を促進し有効利用を図り、合わせて現在の遊休農地の解消も進めていくことで、平成 35 年においては、農業振興地域内の全ての遊休農地の解消を目指す。

## (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員の担当区域毎のチーム制による農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 30 条第 1 項による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第 32 条第 1 項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用状況調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。また、休耕農地の所有者の意向を受けて、中間管理機構と連携をとり農地の有効利用を図る。

### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって B 分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標 20ha

現状（平成 29 年 4 月）

農地面積 452.2ha      集積面積 17ha      集積面積の割合 3.76%

〔目標設定の考え方〕

認定農業者は軟弱野菜の生産者が多く面積の規模拡大が難しく、人・農地プランの作成地域も認定農業者がいる地域に限られており、市全体での担い手への農地集積化は難しく、毎年 1 ha を目標として、3 年間で 3 ha の集積の達成を目指し、平成 35 年においては集積面積 40ha を目標に、集積割合 10%を目指す。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、各区域の実情や農業者の意向を把握して、市の産業振興課と連携し「人・農地プラン」の作成、見直しに取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、経営の廃止、縮小を希望する高齢農家等について把握し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地の利用状況を踏まえ、農地の利用調整を進め、利用権設定を推進していく。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 3 経営体

〔目標設定の考え方〕

市内の新規参入者は、平成 26 年 1 経営体 平成 27 年 2 経営体 平成 28 年 1 経営体で、毎年 1～2 経営体の新規参入があり、今後も毎年 1 経営体の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

産業振興課が進めている研修制度を利用しての新規参入者を広く募集し、養成を進め、地域での農地の集積には指導、助言を行い協力する。また、県や農業会議、農地中間管理機構とも連携し、市内での新規参入希望者に対し情報提供を行う。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業者のための説明会やイベント等に積極的に参加することで情報収集に努め、新規就農者の受け入れ支援や、フォローアップ体制に整備に努める。また、農業委員会は、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

